

神戸市税滞納処分による差押財産の強制売却 差押財産公売のお知らせ(農地以外)

神戸市では、市税の滞納により差し押さえた農地以外の不動産を、インターネットオークション又は郵送型入札の方法により強制的に売却して換価する「公売」を行います。

重要 差押財産公売とは (必ずお読みください)

差押財産公売とは、公租公課の滞納のため差し押さえた財産(以下「公売財産」という。)について、所有者等の権利者の同意を得ることなく買受人との間で売買を強制的に成立させ、その売買代金を取り上げて滞納公租公課等に配分する強制徴収の制度です。差押財産公売においては、神戸市は強制徴収の執行機関であって、売主でも仲介業者でもありません。差押財産公売は市有財産(市有地、不用物品等)の売却とは全く違う別の制度です。

差押財産公売では、正常取引ではなく強制徴収によって売買される関係上、買受人は売却意思のない所有者から、「現状有姿・返品不可」を承知で公売財産を買い受けたものとされます。

事前に公売財産に関する情報を収集・精査し、「差押財産公売は正常取引による売買ではない」ことを理解したうえで、公売に参加してください。

☆インターネット公売(参加申込期間: 4月8~23日) 公売財産一覧

【参加申込みは、Yahoo!官公庁オークションのウェブサイトでのみ受け付けます】

売却区分	見積価額(円)	公 売 財 産	
	公売保証金額(円)	種類(※)	所在地等(※)
219-2	1,780,000	店舗 (マンション)	神戸市長田区御蔵通四丁目201番地1 みすがコーポ104 ※管理費等滞納あり、買戻特約登記引受け
	180,000		

(※)公売財産の種類、所在地等は登記簿表示であり、現況との相違は買受人の引受けとなります。

☆期間入札公売(郵送型・入札期間: 5月14~21日) 公売財産一覧

【入札書は、入札期間内必着です】

売却区分	見積価額(円)	公 売 財 産	
	公売保証金額(円)	種類(※)	所在地等(※)
217-6	2,400,000	宅地	神戸市垂水区名谷町字猿倉301番39ほか ※境界不明確
	240,000		
219-1	6,650,000	居宅 (マンション)	神戸市東灘区甲南町四丁目675番地1 カサベラ甲南1001号 ※管理費等滞納あり
	670,000		
219-3	4,780,000	山林 居宅	神戸市垂水区千鳥が丘三丁目2251番地447 ※建物内部未調査
	480,000		
219-5	2,960,000	雑種地	神戸市北区有野町有野字西尾1654番3 ※境界一部不明確
	300,000		
219-6	23,730,000	宅地	神戸市北区上津台二丁目8番11ほか
	2,380,000		

(※)公売財産の種類、所在地等は登記簿表示であり、現況との相違は買受人の引受けとなります。

(公売日程等は裏面を御覧ください)

☆インターネット公売（4月参加申込分）日程

【Yahoo!官公庁オークション（URL⇒<https://koubai.auctions.yahoo.co.jp/>）で実施します】

参加申込期間及び 公売保証金提供期間	平成31年4月8日(月)13時から平成31年4月23日(火)23時まで (※)上記の期間内に、Yahoo!官公庁オークションのウェブサイトで公売参加の申込み(参加者情報の入力)をしたうえで公売保証金を納付してください。
競り売り期間	平成31年5月7日(火)13時から同年5月9日(木)23時まで
最高価申込者決定日時	平成31年5月10日(金)10時
売却決定日時	平成31年5月17日(金)10時
買受代金納付期限	平成31年5月17日(金)11時30分

所定の期間内に参加申込みと保証金納付の手続を済ませていない方は、競りに参加できません。

☆期間入札公売（5月郵送型入札分）日程

入札期間	平成31年5月14日(火)から平成31年5月21日(火)まで【期間内 必着 】 (※)事前に入札書類を入手してください(入手方法等はホームページに掲載)
公売保証金提供期限	平成31年5月21日(火)15時
開札日時	平成31年5月28日(火)9時10分
売却決定日時	平成31年6月4日(火)10時
買受代金納付期限	平成31年6月4日(火)11時30分

☆注意事項

- (1) このお知らせに掲載されている公売財産（以下「本公売財産」という。）は執行機関の管理物件ではありません。本公売財産への立入りはご遠慮ください。
- (2) あらかじめ本公売財産の現況、法令上の規制等を確認し、不動産登記簿等を閲覧したうえで入札してください。
- (3) 本公売財産について、公売を中止することがあります。事前に公売の中止の有無をお問い合わせください。
- (4) 執行機関は本公売財産の保全・引渡義務を負いません。占有者等に対して明渡しを求める場合や本公売財産内の動産を処理する場合は、全て買受人の責任において行うことになります。
- (5) 本公売財産の瑕疵は買受人の引受けとなり、執行機関は瑕疵担保責任を負いません。なお、本公売財産に係るアスベスト、土壌汚染、地下埋設物などに関する専門的調査は行っておりません。
- (6) 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者と、それぞれ協議してください。執行機関は協議の成否について責任を負いません。

※)入札の手続、公売財産の概要など詳細は「**神戸 期間入札公売**」で検索

問い合わせ：神戸市行財政局税務部収税課（整理支援）【電話】078(322)6314

◆この印刷物は、神戸市グリーン調達等方針に係る判断基準を満たす紙を使用しています。

平成31年4月制作

神戸市行財政局税務部収税課



United Nations
Educational, Scientific and
Cultural Organization

City of Design
KOBE

Member of the UNESCO
Creative Cities Network
since 2008